

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（令和 2 年 5 月 6 日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館
- ③ 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園にある体育館・テニスコート等の貸施設の原則休館
（府が管理する公園の駐車場を 4 月 29 日から閉鎖）

【今後の対応（案）】

緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことから、上記措置を令和 2 年 5 月 3 1 日まで継続

※ 措置の内容については、5 月 1 5 日に、府の緊急事態措置の内容を踏まえ、段階的解除を判断

※ 府が管理する公園の駐車場は、5 月 6 日で閉鎖を終了

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の取扱い等については、第 8 回大阪府コロナウイルス対策本部会議で示した方針を継続（別紙 1）

【基本的な考え方】

- 大阪府からの、イベント・集会の自粛要請に協力いただいていることから、**府民（利用者）の負担はできる限り少なくなるよう対応する**
- **指定管理者や事業者の負担についても、府としてできる範囲で対応する**

【分類ごとの基本方針】**■府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金**

⇒府の自粛要請によりキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。

キャンセル料相当額については、府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府有施設の休館中の利用料金（入館料等）

⇒休館中に得られなかった利用料金（入館料等）相当額は府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府主催・共催イベントを中止した場合の費用

⇒中止時点までに要した準備費用を府が負担。（共催の場合は、共催者間で協議して判断。）

■イベントや整備事業の中止等の際の府補助金

⇒中止の場合：中止時点までに要した準備経費を対象に、府は補助率を上限として補助。

延期の場合：事業期間延長に伴う費用増を対象に、府は補助率を上限として補助。

■建設工事等の休止に伴う増加費用

⇒府が負担。